

News Letter

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

今日5月1日からスタートした新元号「令和」。国民の70%が好意的に受け止め、国書である「万葉集」から引用したことも、85%が評価しているという世論調査です。日本の元号は出典が明らかなものについては、「平成」まで全て中国の書物が典拠。万葉集巻五「梅花歌三十二首」に、「于時初春令月 氣淑風和」（時に、初春の令月にして気淑く風和ぎ）という語句があり、初めて国書を典拠とする元号となったことも好意的に受け止められた一因ようです。やはり日本人たるもの、国書からの元号引用を評価する率直な気持ち、大きくうなずけます。「令和」が始まり、旧暦では5月が夏の始まり、クールビズも5月が始まり・・・爽やかな新しいスタートです！

5
2019



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

青色事業専従者給与を上げるときのポイント



私は個人でカフェを経営しており、スタッフ数名と妻に給与を支払っています。毎年の昇給時期である6月に、スタッフの昇給と一緒に妻の給与を上げますが、このときの妻の給与の引上げ額をスタッフの基準よりも多くしようと思っています。税務上問題にはなりませんか？ 妻の給与の引上げを行うときのポイントを教えてください。



なお、私は青色申告者で、妻に対して青色事業専従者として給与を支払っています。



青色事業専従者への給与に関しては、一定の届出書を税務署に提出しているはずです。その届出書には青色事業専従者に関する情報の他、スタッフ（以下、使用人）の給与等の情報が記載されています。まずは、その届出書に記載されている青色事業専従者の昇給の基準を確認しましょう。

1. 青色事業専従者給与

個人で経営する事業の手伝いを、暮らしを共にしている配偶者や子らが行った際に、何らかのお礼をしたい、という気持ちは誰しもあると思います。これを「給与」として支払い、事業の経費（以下、必要経費）とするには、一定の要件があります。たとえば、ご相談者のように青色申告者である場合には、“青色事業専従者給与”として認められれば、必要経費とすることができます。

この青色事業専従者給与として認められるには、次の4つの要件を全て満たす必要があります。

(1) 青色事業専従者に支払われた給与であること

青色事業専従者とは、次の要件全てに該当する人です。

- ① 青色申告者と**生計を一にする配偶者その他の親族**
…「生計を一にする」とは、一緒に財布で生活していることをいいます。ですから、同居が必須ではありません。
- ② その年の12月31日現在の**年齢が15歳以上**
- ③ その年を通じて**6ヶ月を超える期間**（一定の場合は事業に従事できる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む**事業に専ら従事**している

(3) 届出書あるいは変更届出書に記載されている方法により支払われ、かつ、記載されている金額の範囲内で支払われたものであること

記載金額を超える支払いなど、記載内容に変更がある場合は、必ず変更届出書を提出しなければなりません。

(2) 期限内に「青色事業専従者給与に関する届出書」（以下、届出書）を納税地の所轄税務署長に提出していること

- ◇ 原則、**必要経費とする年の3月15日までに**提出します。ただし、その年の1月16日以後に、新たに事業を開始したときや、新たに専従者がいることとなったときは、これらに該当することとなった日から2ヶ月以内に提出します。
- ◇ 記載内容に変更がない限り、一度提出すれば、継続して有効となります。
- ◇ 記載内容を変更するときには、「**青色事業専従者給与に関する変更届出書**（以下、変更届出書）」を、“**遅滞なく**”提出しなければなりません。

(4) 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること

過大とされる部分は、必要経費とはなりません。

2. 届出書の記載内容を確認しましょう

それでは、ご相談者の届出書を確認してみましょう。

1 青色事業専従者給与（裏面の書き方をお読みください。）

専従者の氏名	続柄	年齢 経験年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給		昇給の基準 額
					支給期	金額	
1 真井 華	妻	30歳 2年	接客業務 8時間/日		毎月		使用人の 昇給基準と同じ

ご覧いただくとお分りのとおり、昇給の基準欄には
“使用人の昇給基準と同じ”と記載されています。その
 ため、このまま使用人とは違う基準で引上げてしまいま
 すと、前ページ1. (3) に抵触することとなり、問題
 が生じます。

そもそもこの届出書に記載されているとおりでしたら、
 使用人の昇給基準と同じように引上げるはずですが、それ
 が今回、多くしようと思われた理由は、何でしょうか？

3. 異なる理由は何ですか？

届出書に記載がある奥様の「仕事の内容・従事の程度」によれば、
 毎日8時間接客業務を行っているようです。たとえば、これに現金出納
 帳等への記帳業務が加わる、というような場合でしたら、仕事の内容や
 従事する時間が増えるわけですから、使用人と異なる引上げとなっても
 問題はないでしょう。



ただしこのような仕事の内容等に変動があった場合は、届出書の記載内容が変更することと
 なるため、**変更届出書を“遅滞なく”提出しなければなりません。**

なお、前ページ1. (4) にあるとおり、青色事業専従者給与の額は、**“労務の対価として
 相当であると認められる金額であること”**が要件となっています。身内だからと好き勝手に引
 上げてよい、というものではありません。また引上げる際には、事業主であるご相談者の所得
 とのバランスや、資金繰り等も考慮に入れるようにしましょう。

このように、青色事業専従者へ支払う給与については、注意すべきポイントがいくつかあり
 ます。給与の変更をお考えの際には、あらかじめ当事務所へご相談ください。



平成31年度の社会保険料率

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分（4月納付分）から見直しが行われています。平成31年度の健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きに分かれ、介護保険料率は引上げ（全国一律）となりました。料率を確認し、徴収のタイミング間違いや保険料率の変更漏れがないようにしましょう。

3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの健康保険料率は、平成21年9月より、全国一律の健康保険料率から、各都道府県支部別の健康保険料率に変更されており、平成31年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.75%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.63%となっており、両県の保険料率には実に1.12%の開きがあります。

引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成31年3月分からは、1.57%から1.73%への引上げとなりました。

その他の社会保険料率

①労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直すことになっています。今回は平成30年度に見直しが行われたため、平成31年度は変更されません。

②雇用保険率

雇用保険率は毎年度、財政状況に照らして見直しが行われますが、平成31年度は平成30年度から据え置きとなりました。

③厚生年金保険料率

厚生年金の保険料率は、平成16年から段階的に引上げられましたが、平成29年9月を最後に引上げが終了し、18.3%で固定されています。

平成31年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.31%	東京都	9.90%	滋賀県	9.87%	香川県	10.31%
青森県	9.87%	神奈川県	9.91%	京都府	10.03%	愛媛県	10.02%
岩手県	9.80%	新潟県	9.63%	大阪府	10.19%	高知県	10.21%
宮城県	10.10%	富山県	9.71%	兵庫県	10.14%	福岡県	10.24%
秋田県	10.14%	石川県	9.99%	奈良県	10.07%	佐賀県	10.75%
山形県	10.03%	福井県	9.88%	和歌山県	10.15%	長崎県	10.24%
福島県	9.74%	山梨県	9.90%	鳥取県	10.00%	熊本県	10.18%
茨城県	9.84%	長野県	9.69%	島根県	10.13%	大分県	10.21%
栃木県	9.92%	岐阜県	9.86%	岡山県	10.22%	宮崎県	10.02%
群馬県	9.84%	静岡県	9.75%	広島県	10.00%	鹿児島県	10.16%
埼玉県	9.79%	愛知県	9.90%	山口県	10.21%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.81%	三重県	9.90%	徳島県	10.30%		



データでみる青色事業専従者 1人当たり平均給与額

2019年2月に国税庁から、所得税に関する調査結果※が発表されました。ここでは、その調査結果から、2017（平成29）年の事業所得者の青色事業専従者1人当たりの平均給与額をみていきます。

■青色事業専従者は223.8万円

上記調査結果から、青色事業専従者1人当たり平均給与額（以下、平均給与額）を求めると、下表のとおりです。全体（計）の平均給与額は223.8万円となりました。

合計所得階級別にみると、600万円以下の階級になると平均給与額が200万円を超えています。そして3,000万円以下の階級になると、平均給与額が500万円を超えるようになります。さらに2億円以下の階級を超えると、平均給与額が1,000万円を超えることが多くなっています。

■青色申告者以外の専従者は76.7万円

なお、青色申告者以外の事業専従者1人当たり平均給与額は全体で76.7万円となっています。また合計所得階級別では、70万円以下と2億円以下で、平均給与額が60万円台となった以外は、74万～79万円台となりました。

この数字は、専従者の数と専従者給与額から1人当たり平均給与額を求めたものであり、あくまでも一つの目安とお考えいただけますと幸いです。

2017（平成29）年事業所得者の青色事業専従者1人当たり平均給与額

合計所得階級	専従者数 (人)	専従者給与額 (百万円)	1人当たり 平均給与額 (千円)	合計所得階級	専従者数 (人)	専従者給与額 (百万円)	1人当たり 平均給与額 (千円)
計	550,476	1,231,766	2,238	1,000万円以下	29,445	80,334	2,728
70万円以下	5,771	7,334	1,271	1,200万円以下	18,285	57,518	3,146
100万円以下	14,847	16,829	1,133	1,500万円以下	17,173	61,821	3,600
150万円以下	39,567	50,331	1,272	2,000万円以下	16,419	72,255	4,401
200万円以下	48,048	66,850	1,391	3,000万円以下	14,420	79,196	5,492
250万円以下	49,812	75,518	1,516	5,000万円以下	9,057	61,556	6,797
300万円以下	46,527	74,702	1,606	1億円以下	3,877	32,304	8,332
400万円以下	79,342	151,965	1,915	2億円以下	721	7,299	10,123
500万円以下	59,749	115,113	1,927	5億円以下	93	844	9,075
600万円以下	43,324	91,920	2,122	10億円以下	9	109	12,111
700万円以下	31,640	72,449	2,290	20億円以下	4	133	33,250
800万円以下	22,344	55,345	2,477	50億円以下	2	42	21,000

国税庁「申告所得税標本調査結果」より作成

※国税庁「申告所得税標本調査結果」

2017（平成29）年分の所得税及び復興特別所得税について、2018（平成30）年3月31日までに申告又は処理した者のうち、6月30日現在において申告納税額がある者全部を対象に、全国524税務署より一定の方法で標本を抽出し、その標本の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2017/hyouthon.htm>



子供のインターネット利用、 管理していますか？

子供のインターネット（以下、ネット）利用は年々盛んになっています。ここでは2019年2月に発表された調査結果※から、子供のネット利用やそれに関する家庭のルールの有無、管理の状況などをみていきます。

■平日の平均利用時間は168.5分

上記調査結果によると、青少年（満10歳～17歳）の93.2%がネットを利用しています。平日1日当たりの平均利用時間は168.5分で、増加傾向にあります。また、ネット利用機器ではスマートフォン（以下、スマホ）の割合が62.8%で最も高くなっています。

■ネット利用に関するルールの有無

次に、青少年のネット利用に関する家庭のルールの有無をまとめると、表1のとおりです。

【表1】インターネット利用に関するルールの有無（％）

		ルールを決めている	ルールを決めていない	わからない・無回答
総数	青少年	58.8	38.3	3.0
	保護者	74.2	23.5	2.3
小学生	青少年	77.0	20.5	2.5
	保護者	85.5	12.5	2.0
中学生	青少年	62.3	34.2	3.5
	保護者	79.5	18.3	2.2
高校生	青少年	37.2	60.0	2.8
	保護者	58.8	38.6	2.6

内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」より作成

総数をみると、保護者の74.2%がルールを決めているとしています。一方、青少年は58.8%になっており、この認識の差は、学校が上になるにつれて拡大しています。

■スマホ利用の管理

青少年のスマホでのネット利用に関する管理の状況をまとめると、表2のとおりです。

【表2】スマホを利用する青少年の保護者がネット利用を管理する割合とその方法（％）

		総数 (2142)	小・保 (396)	中・保 (773)	高・保 (962)
管理割合	管理している（計）	84.9	96.5	90.6	76.2
	管理は行っていない	11.9	1.5	6.9	19.6
	わからない・無回答	3.2	2.0	2.5	4.2
管理方法	大人の目の届く範囲で使わせている	34.4	73.7	42.2	12.4
	利用する際に時間や場所を指定している	29.8	50.8	40.2	13.1
	子供向けの機器等を使わせている	11.3	12.4	13.5	9.4
	子供のネット利用状況を把握している	36.2	36.9	38.6	34.2
	フィルタリングを使っている	36.8	22.5	40.4	40.2
	その他の方法で管理している	4.9	4.8	5.7	4.2

※小・保は小学生の保護者の意、他も同様。カッコ内は回答数。
内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」より作成

総数では保護者の84.9%が管理していると回答しています。また、管理方法では、フィルタリングの使用や利用状況の把握が上位になっています。

子供のネット利用が進み、犯罪等に巻き込まれるケースも増えています。子供のネット利用について、管理方法やルールの設定など、家庭で話し合うことも必要でしょう。

※内閣府「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（速報）」

全国の満10歳から17歳までの青少年と同居の保護者から、一定の方法で抽出した青少年5,000人、保護者5,000人を対象に2018年11～12月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2019年5月

お仕事備忘録

1. 住民税の改定対応

2. 自動車税の納付

3. 夏季賞与検討・情報収集

4. 障害者雇用納付金の申告

5. 夏に向けての準備

6. 健康診断の実施

1. 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

4. 障害者雇用納付金の申告

2018年4月から2019年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会など）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。



2019.5

今年の5月は、改元に伴い、新元号への様式等の書き換えや、各種システムの変更作業等が発生します。通常の定例業務に支障が出ないように段取りよく進めていきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	天皇の即位の日
2	木	赤口	国民の休日
3	金	先勝	憲法記念日
4	土	友引	みどりの日
5	日	仏滅	こどもの日
6	月	大安	振替休日 立夏
7	火	赤口	
8	水	先勝	
9	木	友引	
10	金	先負	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	仏滅	
12	日	大安	
13	月	赤口	
14	火	先勝	
15	水	友引	●障害者雇用納付金の申告期限
16	木	先負	
17	金	仏滅	
18	土	大安	
19	日	赤口	
20	月	先勝	
21	火	友引	小満
22	水	先負	
23	木	仏滅	
24	金	大安	
25	土	赤口	
26	日	先勝	
27	月	友引	
28	火	先負	
29	水	仏滅	
30	木	大安	
31	金	赤口	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）